

かわら版 やまぐち

令和2年10月1日
第182号
(毎月1日発行)
中津川市
山口総合事務所
(0573)75-2126

小学校環境整備

8月22日、山口小学校の環境整備が行われました。

山口老人クラブ、青少年健全育成山口支部、まち協がPTAと連携し、グラウンドの草取りや周りの草刈りを行いました。

小学校の子ども達も汗まみれになって手伝ってくれました。

朝から暑い中、多くの人の協力を得て見違えるようなグラウンドになりました。



山口地区の人口
と世帯数
(9月1日現在)

人口 983人
(前月比 0)
男475人 女508人
世帯数 384世帯

日赤社資

ご協力ありがとうございました

山口地区でご協力いただきました「令和2年度日本赤十字社社資」は162,000円で、全額を日本赤十字社中津川市地区に送金しました。

各地区から寄せられた社資は、岐阜県支部を通じて日本赤十字社本部へ送金され、医療救護、災害時の救護や社会福祉等に活用されます。

日本赤十字社岐阜県支部から災害用天幕(二張)が山口地区に配備されました。

この天幕は岐皇管内においてご協力いただいた赤十字活資金(社資・寄付)を元に整備されたもので、今後災害時の救護活動などを行う際に利用されます。



ふるさと椿街道の環境整備

9月13日、クリーンキャンペーンの日に合わせて山口地区全町内会による「ふるさと椿街道」の除草作業が行われました。

6年前に全線開通した「ふるさと椿街道」は、地域の産業や生活に必要な幹線道路として欠かせない道路となっており、沿線には椿のほかにモミジやツツジ、アジサイなどの植栽による景観整備も年々拡充しています。

時折小雨の降る中、早朝からお疲れ様でした。



森林の木を伐採するときには 届け出が必要です

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、伐採を行う30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が森林法で義務づけられています。

違反した場合には、罰則（罰金など）を受けることとなりますのでご注意ください。



収穫の秋 鳥獣被害にご注意下さい



各地にて鳥獣被害が多発しております。鳥獣被害を防ぐために次のことに注意しましょう。

- ・地域を鳥獣のエサ場としない
農地周辺に残渣を残さない。
お墓にお供え物を長時間残さない。
庭木の果樹などは可能な限り早目に収穫する。

- ・刈り払いを実施する

鳥獣が身を隠すことができる藪や雑草を刈り払うことにより、鳥獣の集落内への侵入を防ぐことができる。

- ・侵入防止柵の設置

電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置により物理的に鳥獣の侵入を防ぐことができ、警戒心が高い鳥獣に対して防除効果が高い。



10月行事予定表

日・曜日	行	事
4 日	8:00	山口幼稚園環境整備作業
10 土	19:00	やさかふるさと花火大会
14 水	13:30	予防接種（BCG）【あおぞら】
21 水	13:00 13:30	2歳児相談【あおぞら】 行政相談【坂下総合事務所 第2庁舎】
26 月	13:30	人権相談【山口公】
28 水	13:00	3か月児健診【あおぞら】
29 木	9:30	農地相談【坂下総合事務所】

※21日の2歳児相談は事前に予約が必要です。

詳しくは坂下健康福祉会館「あおぞら」へお問合せ下さい。

【山口公】山口公民館

【あおぞら】坂下健康福祉会館「あおぞら」 ☎70-1016

お墓の管理に関するお知らせ

引越などでお墓の移転や永代供養による墓じまいなど、遺骨の移動（改葬）をする場合は市役所に許可申請をしなければなりません。

この申請は市営墓地、民営墓地、集落墓地などに限らず必要です。

また、お墓の使用者が亡くなった場合はお墓の名義変更（継承）が必要です。

【お問合せ先】

中津川市役所 新斎場建設準備室

66-1111（内線136）

山口総合事務所 75-2126



10月

18日 毎月第3日曜日は家庭の日

芸術に したしみ いっぱい運動 しよう

中津川市青少年健全育成推進市民会議

【不燃ごみ】 7日(水)

【資源・硬質ごみ】 26日(月)

【有害ごみ】 28日(水)

【大型ごみ】 ※事前の申し込みが必要です 27日(火)

10月の環境センターへ直接搬入できる日曜日 11日・25日

